

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月10日
【会社名】	サンバイオ株式会社
【英訳名】	SanBio Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 敬太
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年4月28日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

- (2) 当該決議事項の内容
- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

## 3【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### (2) 当該決議事項の内容

#### (訂正前)

##### 第1号議案 定款一部変更の件

SanBio, Inc.の米国従業員を対象者に含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容を定めることを株主総会の権限とする規定を定款に新設するものであります。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができるように、責任限定契約に関する定款の規定を変更するものであります。

#### (訂正後)

##### 第1号議案 定款一部変更の件

SanBio, Inc.の米国従業員を対象者に含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容を定めることを株主総会の権限とする規定を定款に新設するものであります。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができるように、責任限定契約に関する定款の規定を変更するものであります。

#### 第1号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、取締役会議事録において決議に賛成又は反対した取締役の氏名を明記することを定める旨の定款の規定を設ける旨の修正動議が提出された。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	144,069	475	5,453	(注)1	可決 96.03
第2号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権(ストック・オプション)の発行の計画の承認の件	143,272	1,289	5,453	(注)2	可決 95.50

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	326,843	475	5,453	(注)1	可決 96.53
第2号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権(ストック・オプション)の発行の計画の承認の件	326,046	1,289	5,453	(注)2	可決 96.29

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 第1号議案については、原案が会社法上適法に可決され、修正動議は成立する余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、修正動議に関する議決権の数は集計していません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

(訂正前)

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(訂正後)

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項(修正動議は除く。)が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。